

仕 様 書

1 業務名

厚別区役所ロードヒーティング駐車場系統修繕業務

2 業務内容

厚別区役所ロードヒーティング駐車場スロープ系統について、ヘッターボックス内の配管及びヘッター（以下、「配管等」という。）が破損しているため、新しい配管等に交換し、新たに不凍液を注入して運転可能な状態に復帰させること。

作業の詳細は以下のとおりとする。

なお、施設の図面については、委託者から提供する。

- (1) 作業の対象は、G 駐車場スロープ系統のヘッターボックス内配管等及び本管の一部とする（ポリエチレン管は除く）。
- (2) 既設の配管等を撤去し、受託者が用意した新しい配管等に交換作業を行う。不凍液を抜き取る際、既設ヘッター及び配管内に残存する不凍液については、受託者が準備した一斗缶等に回収し、排出作業に先立ち、各ポリエチレン管のコック及び本管バルブを確実に閉止したうえで作業を開始すること。
- (3) ヘッター交換
 - ア 既設ヘッターを取り外し、周辺配管の腐食状況及び損傷の有無を確認したうえで、新設の 50A ステンレス製ヘッターを設置すること。
 - イ 設置に際しては、水平及び垂直を確認し、適切な位置に固定すること。
 - ウ 回路バルブ 13A（12 個）及びボールバルブ 13A（2 個）の取り付けの際は、流れ方向を誤らないようにすること。
 - エ ヘッターボックス内は作業スペースが限られるため、工具の取り扱い及び部材の搬入出に際して周辺設備を損傷しないよう十分に注意すること。
- (4) 配管交換（25A 炭素鋼鋼管及び継手類）
 - ア 既設配管を切断・撤去し、新設の 25A 配管用炭素鋼鋼管（黒）及び継手類を用いてヘッターと本管を接続すること。
 - イ ストラブグリップ 25A（2 個）及び仕切弁 25A（2 個）は、委託者と協議のうえ、適切な位置に設置し、確実に固定すること。
 - ウ 配管の勾配は空気溜まりが生じないように調整すること。
 - エ 異種金属接合部分については絶縁処理を施すこと。

(5) 防食作業

- ア 新設配管及び接続部に対し、適切な防食材を塗布すること。
- イ 塗布前には油分、錆及び汚れを除去し、下地処理を行うこと。
- ウ 塗布後は乾燥時間を確保し、触れた際に付着しない状態であることを確認すること。

- (6) 上記各作業後、駐車場スロープ系統のみを試運転し、エア抜き及び新しい不凍液を注入して、配管内を不凍液で満水にすること。
- (7) ロードヒーティングの試運転に向けた調整を行い、駐車場スロープ系統内の空気が全て排出されていることを確認すること。合わせて、厚別区役所地下1階機械室の温水循環ポンプ（エントランス系統1台）を動かし、正常に運転可能な状態であることを確認すること。
- (8) 各作業後の試運転において、配管内の圧力が低下するなどの異常がある場合は、速やかに委託者に報告してその指示に従うこと。
- (9) 配管内に注入する不凍液は、受託者が作業当日までに必要分を準備すること。不凍液の必要量については、以下3配管及び不凍液の規格の内容や、図面をもとに受託者が算出したうえで準備すること（目安：約100ℓ）。作業において、不凍液の不足が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (10) 排出した不凍液は、受託者が準備した一斗缶（18ℓ/缶）に入れて、委託者が指定する敷地内指定場所に運搬すること。処分については委託者が行う。
- (11) その他、作業に必要な機具及び部材については、受託者において用意すること。

3 配管及び不凍液の規格

(1) ヘッターボックス内

規格	数量
50A ヘッダー 6回路 SUS製	1個
回路バルブ 13A	12個
ボールバルブ 13A	2個
ストラブグリップ 25A	2個
仕切弁 25A	2個
配管用炭素鋼鋼管（黒）25A	1本
同上繫手類	1式

(2) 不凍液

- ア 成分：エチレングリコール 50%
- イ 効力：外気温が-25℃でも凍結しないもの
（参考：配管内の不凍液 ナイブライン RH 日曹商事株式会社製品）

4 履行場所及び履行期間

(1) 履行場所

厚別区役所（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2）

(2) 履行期間

・締結日から令和8年9月30日(水)までとする。

なお、作業については原則閉庁時（土曜日・日曜日・祝日）とするが、詳細は双方協議のうえで決定する。

5 提出書類

(1) 受託者は、当該業務の実施にあたり、工程作業表（様式任意）及び注入予定の不凍液の濃度等がわかる資料（様式任意）について、事前に委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

(2) 完了届（役務一第9号様式）

(3) 報告書（作業写真（作業前、作業中、作業後）を含む）

(4) その他、委託者が必要と認める書類

6 その他

(1) 受託者は、作業に当たって必要な事項について、委託者との間で十分な打合せを行うこと。

また、作業に当たっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

(2) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うほか、周辺の施設等を損傷させないように十分留意して作業を行うこと。

(3) 本業務の実施にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めること。

また、燃料・電気・水道・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(4) 受託者は、本業務遂行に必要な有資格者等を従事者として配置すること。

(5) 作業場所において、建物や設備の破損及び事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。

また、受託者の不注意により発生した破損及び事故等については、受託者の責任において対応すること。

(6) そのほか、本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

7 担当課

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係

所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2

電話：011-895-2419

担当課メールアドレス：atsu.shomu@city.sapporo.jp